

国立大学法人群馬大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬規則に定める期末特別手当(ボーナス)において、役員の本給等に、文部科学省国立大学法人評価委員会の本学に対する業績評価の結果等を勘案し、その者の職務実績に応じて100分の10の範囲内で学長が定める割合を乗じて得た額を増額し、又は減額することができるとし、業績を反映させられるようにしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長 (本給月額約0.3%引下げ。)

理事 (本給月額約0.3%引下げ。)

理事(非常勤) (なし)

監事 (本給月額約0.3%引下げ。)

監事(非常勤) (なし)

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成17年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 19,224	千円 13,740	千円 5,484	千円 0		
理事 (4人)	千円 64,729	千円 45,492	千円 18,154	千円 267 (通勤手当) 816 (単身赴任手当)		3月31日1名
理事 (非常勤) (1人)	千円 1,176	千円 1,176	千円 0	千円 0		3月31日1名
監事 (1人)	千円 13,428	千円 9,387	千円 3,747	千円 294 (通勤手当)		3月31日1名
監事 (非常勤) (1人)	千円 2,202	千円 2,124	千円 0	千円 78 (通勤手当)		

3 役員の退職手当の支給状況(平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
法人の長	千円	年 月			該当者なし
理事	千円	年 月			該当者なし
理事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし
監事	千円	年 月			該当者なし
監事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

平成17年度においては、本学における効率化係数△1%に伴う人件費削減を踏まえて、人的資源の効果的運用と効率的配分を図る。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与制度に定める職種に応じた俸給表を参考とし、社会一般の情勢に適合すべく、毎年の人事院勧告に準拠して、かつ運営費交付金の状況を踏まえて、給与水準を決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

本学が独自に定めた個人評価の結果を基礎資料とし、職員の成績等に応じて、現に受けている俸給の昇給・昇格・降格及び賞与(6月期及び12月期)における支給割合の増減を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
俸給月額;昇格	勤務成績が良好で、本学が定める必要経験年数を有している職員について、その職務に応じて、上位の級に決定することができる。
俸給月額;降格	勤務成績が不良な職員について、下位の級に決定することができる。
俸給月額;昇給	原則として、1年間良好な成績で勤務した職員について、1号俸上位の号俸に昇給させることができる。
俸給月額;特別昇給	勤務成績が特に良好な職員について、上位の号俸に昇給させることができる。
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)に在職する職員に対して、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。

ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

- ①管理職手当(給与法における「俸給の特別調整額」に相当)
支給対象者に課長補佐相当職(副課長、副事務長)(10%支給)を追加。
評議員に対する支給割合を2%引下げ。(12%→10%)
- ②俸給
平均約0.3%引下げ。
- ③初任給調整手当
医師免許証等を有する教育職員(大学教員)に対する支給分を平均約0.3%引下げ。
(支給月額の最高限度額 50,200円→50,000円)
- ④扶養手当
配偶者に係る支給月額を500円引下げ。(13,500円→13,000円)
- ⑤勤勉手当
12月期における支給割合を0.05月分引上げ。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	1,480	43.2	6,789	4,931	74	1,858
事務・技術	329	44.6	5,876	4,296	88	1,580
教育職種 (大学教員)	644	47.5	8,646	6,237	90	2,409
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	330	34.7	4,610	3,383	32	1,227
技能・労務職種	4	55.8	5,404	3,925	24	1,479
教育職種 (附属高校教員)	20	36.9	6,613	4,883	77	1,730
教育職種 (附属義務教育学校教員)	48	38.6	6,521	4,798	93	1,723
医療職種 (病院医療技術職員)	105	41.4	5,319	3,881	52	1,438

非常勤職員	77	39.1	3,670	2,795	55	875
事務・技術	44	42.8	3,243	2,403	63	840
教育職種 (大学教員)	8	40.4	6,843	4,962	41	1,881
医療職種 (病院医師)	7	29.8	3,573	3,573	35	0
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	5	49.1	3,792	2,817	30	975
医療職種 (病院医療技術職員)	13	27.2	3,165	2,359	54	806

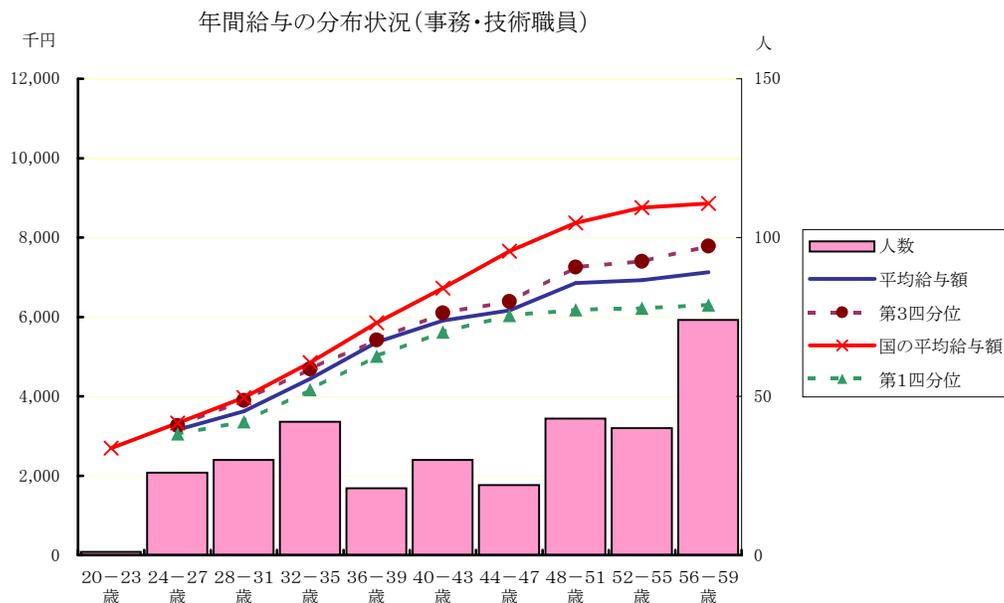
注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:在外職員、任期付職員及び再任用職員について、本学においては該当者がいないため、記載を省略した。

注3:「教育職種(附属高校教員)」の「附属高校教員」とは、本学においては附属養護学校教員を示す。

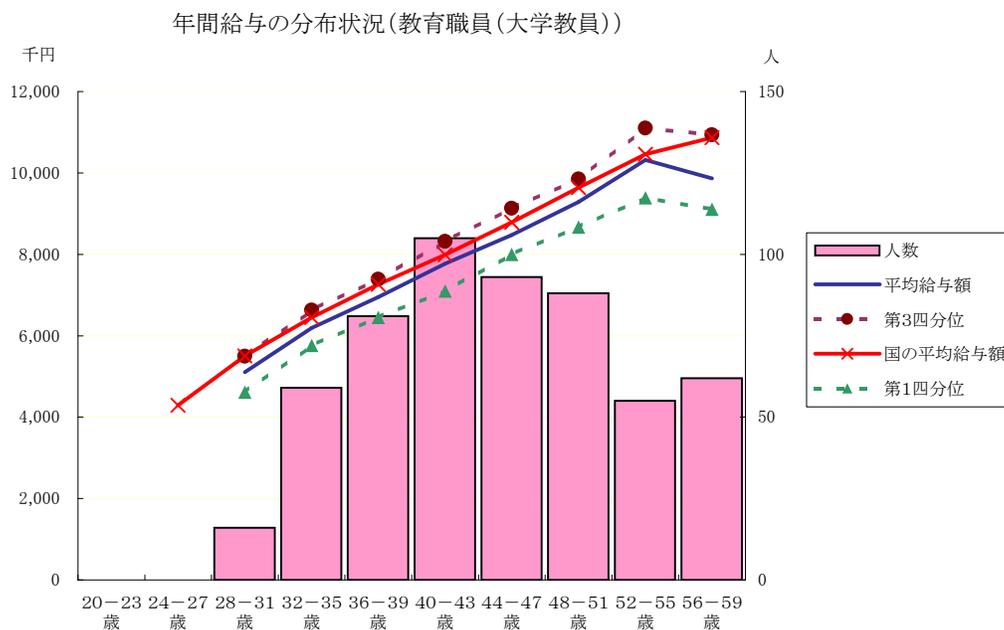
注4:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))
〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



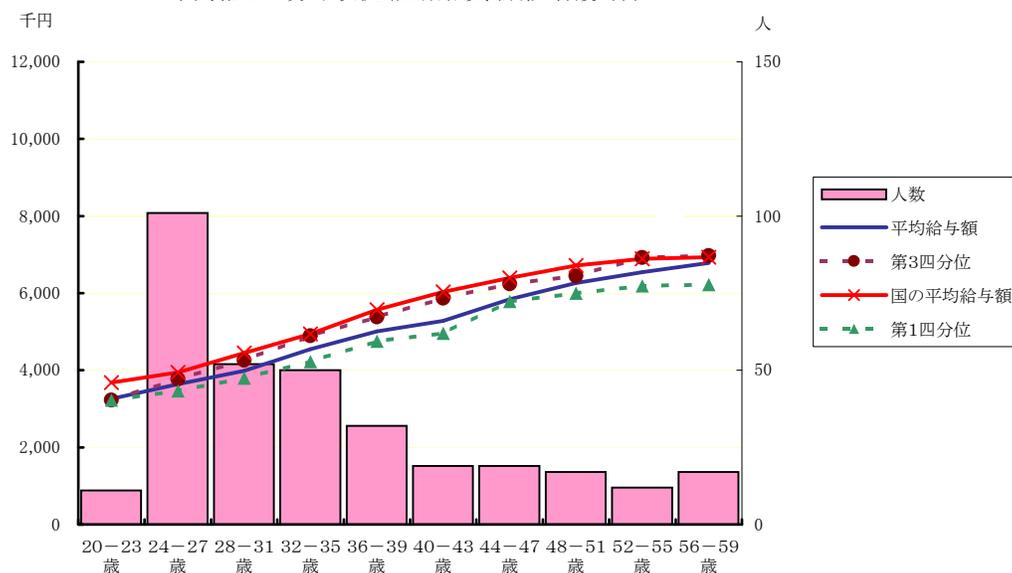
注1: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2: 年齢20～23歳の該当者は2人以下のため、当該個人にかかる情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示しない。



注: 年齢20～23歳及び24～27歳については該当者なし。

年間給与の分布状況(医療職員(病院看護師))



(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ		人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
				第1分位		第3分位
代表的 職 位	課 長	20	53.6	8,108	8,361	8,444
	係 長	144	48.8	5,840	6,201	6,682
	係 員	74	29.4	3,192	3,580	3,984

注:「課長」には、課長相当職である「事務長」を含む。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ		人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
				第1分位		第3分位
代表的 職 位	教 授	221	55.7	9,860	10,522	11,010
	助 教授	183	46.3	7,967	8,391	8,955
	助 手	166	38.7	6,055	6,450	6,961

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ		人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
				第1分位		第3分位
代表的 職 位	看護師長	24	49.8	6,073	6,500	6,923
	副看護師長	56	42.1	5,010	5,660	6,200
	看 護 師	243	31.0	3,612	4,083	4,362

③ 職級別在職状況等(平成18年4月1日現在)
 (事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		一般職員	主任 一般職員	係長 主任	副課長 係長	課長 副課長
人員 (割合)	329 人	35 人 (10.6%)	60 人 (18.2%)	139 人 (42.2%)	55 人 (16.7%)	25 人 (7.6%)
年齢 (最高～最低)		30～22 歳	45～28 歳	59～35 歳	59～48 歳	59～39 歳
所定内給与年額 (最高～最低)		2,661 ～2,042 千円	3,773 ～2,362 千円	5,015 ～3,303 千円	5,946 ～4,489 千円	6,533 ～5,028 千円
年間給与額 (最高～最低)		3,488 ～2,723 千円	5,043 ～3,263 千円	6,853 ～4,615 千円	7,949 ～6,223 千円	8,718 ～7,097 千円

区分	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位	課長	部長	事務局長 部長	事務局長	事務局長
人員 (割合)	11 人 (3.3%)	3 人 (0.9%)	1 人 (0.3%)	該当者なし	該当者なし
年齢 (最高～最低)	59～50 歳	59～49 歳	—		
所定内給与年額 (最高～最低)	6,510 ～5,613 千円	7,990 ～7,584 千円	—		
年間給与額 (最高～最低)	8,820 ～7,940 千円	11,259 ～10,525 千円	—		

注：8級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢
 (最高～最低)」以下の事項について記載しない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務員	助手	講師	助教授	教授	教授
人員 (割合)	644 人	8 人 (1.2%)	166 人 (25.8%)	66 人 (10.2%)	183 人 (28.4%)	221 人 (34.3%)	該当者なし
年齢 (最高～最低)		58～31 歳	59～29 歳	64～37 歳	64～32 歳	64～41 歳	
所定内給与年額 (最高～最低)		4,673 ～2,924 千円	5,824 ～2,982 千円	6,753 ～4,731 千円	7,101 ～3,831 千円	9,672 ～6,028 千円	
年間給与額 (最高～最低)		6,096 ～4,029 千円	7,726 ～4,069 千円	9,213 ～6,611 千円	9,757 ～5,384 千円	13,426 ～8,584 千円	

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	副看護部長 看護師長	看護部長 副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	330 人	3 人 (0.9%)	243 人 (73.6%)	59 人 (17.9%)	23 人 (7.0%)	1 人 (0.3%)	該当者なし	1 人 (0.3%)
年齢 (最高～最低)		59～24 歳	59～23 歳	56～29 歳	59～37 歳	— 歳	— 歳	— 歳
所定内給与年額 (最高～最低)		3,903 ～2,232 千円	4,688 ～2,245 千円	5,100 ～2,997 千円	5,147 ～4,186 千円	— 千円	— 千円	— 千円
年間給与額 (最高～最低)		5,342 ～3,055 千円	6,403 ～3,073 千円	7,049 ～4,157 千円	7,352 ～5,701 千円	— 千円	— 千円	— 千円

注：5級および7級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載しない。

④ 賞与(平成17年度)における査定部分の比率
(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	64.9%	68.0%	66.5%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.1%	32.0%	33.5%
	最高～最低	48.6～31.6%	39.3～29.3%	43.6～30.4%
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.3%	68.7%	67.5%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	33.7%	31.3%	32.5%
	最高～最低	40.4～30.7%	35.8～28.6%	35.8～29.6%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	64.9%	67.5%	66.3%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.1%	32.5%	33.7%
	最高～最低	49.6～31.8%	46.3～29.7%	44.6～30.7%
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.2%	68.9%	67.6%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	33.8%	31.1%	32.4%
	最高～最低	40.4～31.1%	37.4～29.3%	37.8～30.4%

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	— %	— %	— %
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	— %	— %	— %
	最高～最低	— %	— %	— %
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.6 %	68.3 %	67.0 %
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.4 %	31.7 %	33.0 %
	最高～最低	40.4～30.5 %	37.9～28.5 %	35.8～29.4 %

注：医療職員(病院看護師)における管理職員は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標
(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一)) 83.9

対他の国立大学法人等(事務・技術職員) 96.8

(教育職員(大学教員))

対国家公務員(平成15年度の教育職(一)) 95.8

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員)) 94.5

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三)) 91.7

対他の国立大学法人等(医療職員(病院看護師)) 94.3

注1：比較指標とは、本法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、本法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、本法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

注2：教育職員(大学教員)の対国家公務員の指数は、比較対象の国家公務員が少数のため、国立大学法人等の法人化直前(平成15年度)の教育職俸給表(一)適用職員の給与水準を国の給与水準として算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

特になし。

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成17年度)	前年度 (平成16年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 12,142,985	千円 12,284,708	千円 (%) △ 141,723 (△ 1.2)	千円 (%) △ 141,723 (△ 1.2)
退職手当支給額 (B)	千円 1,315,329	千円 1,483,945	千円 (%) △ 168,616 (△ 11.4)	千円 (%) △ 168,616 (△ 11.4)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 1,940,094	千円 2,251,711	千円 (%) △ 311,617 (△ 13.8)	千円 (%) △ 311,617 (△ 13.8)
福利厚生費 (D)	千円 1,755,543	千円 1,757,277	千円 (%) △ 1,734 (△ 0.1)	千円 (%) △ 1,734 (△ 0.1)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 17,153,951	千円 17,777,641	千円 (%) △ 623,690 (△ 3.5)	千円 (%) △ 623,690 (△ 3.5)

注:「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

- ① 人件費管理の基本方針に基づき、定年退職者等の後任補充時や人事異動時に業務の効率化や人員配置等の見直しを行い人件費削減に取り組んだ結果、常勤職員の給与、報酬等支給総額については、削減目標の1%を上回る成果を達成することができた。平成17年度においては、前記のほか退職者の減少と非常勤職員の雇用形態の見直しにより、給与上の取扱いを変更したため、退職手当支給額及び非常勤役職員等給与が減少し、最広義人件費が3.5%の減少となった。
- ② 平成17年12月24日に閣議決定された「行政改革の重要方針」において、国立大学法人法に基づく法人についても、給与構造改革を踏まえて各法人ごとに国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うことを中期目標に明示するよう求められたため、本学においては、平成18年度から平成21年度までの4年間で概ね4%の人件費削減を図ることを旨とする中期計画の変更について、文部科学大臣の承認を得た。
- ③ 基準年度(平成17年度)
 「給与、報酬等支給総額」 ; 12,142,985 千円
 「人件費予算相当額」 ; 12,647,111 千円

IV 法人が必要と認める事項

特になし。